

公益社団法人少年軟式野球国際交流協会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人少年軟式野球国際交流協会（以下 IBA という）の広報印刷物、WEB ページ等の有形又は無形の資産を広告媒体として活用し、広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の基準)

第2条 広告媒体に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

(1) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業に該当するもの及びこれに類するもの

イ 貸金業法に規定する貸金業に該当するもの

ウ 個人にあっては暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に、法人又は団体（以下「法人等」という。）にあっては暴力団 経営支配法人等に該当するもの

エ 暴力団員等と密接な関係を有するもの

オ その他広告媒体に掲載する業種又は事業者として不適当であると IBA が認めるもの

(2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

(5) 政治性又は宗教性のあるもの

(6) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると IBA が認めるもの

(広告媒体の種類)

第3条 広告掲載を行う広告媒体は、次に掲げる IBA の資産のうち、広告掲載が可能なものとする。

(1) 印刷物およびホームページ

(2) 参加する大会会場

(3) 用具、ボール、ユニフォーム、販売グッズ等活動に付随する物品

(4) 制作画像

(5) その他広告媒体として活用可能な IBA の資産

2 IBA は、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載位置、掲載料及び掲載期間その他掲載に関し必要な事項は、当該広告媒体を所管する事務局において定めるものとする。

2 前項の規定により定める掲載料は、類似広告の市場価格等を勘案し、決定するものとする。

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集は、公募とし、IBA のホームページに掲載すること等により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広告主になりうる者への案内又は広告会社への広告掲載の募集の委託により、広告の募集を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望するものは、所定の申込書に広告原稿案、デザイン案等掲載しようとする広告の内容がわかるものを添えて、IBA 事務局に提出しなければならない。

2 広告原稿案、デザイン案等は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の審査及び決定)

第7条 IBA は、前条に規定する申込書の提出があったときは、第2条に規定する基準により広告掲載の適否を審査する。

2 IBA は、前項の審査により、適当と判断された広告について掲載を決定する。

3 IBA は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは掲載希望者にその旨を通知しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、IBA が指定する期日までに、広告掲載料を一括納付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 IBA は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、IBA はその責任を負わない。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 広告主が第2条第1号アからオに該当すると認められるとき。

(3) その他 IBA が、広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 IBA は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主にその旨を通知しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第10条 広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、IBA は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 広告主の責に帰さない事由により広告を掲載することができなくなったとき。

(2) その他 IBA が特に返還する必要があると認めたとき。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、IBA に対して保証するものとする。

3 第三者から、IBA に対して、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の自らの責任及び負担において解決するものとする。

4 広告の掲載に関連して、広告主の責めに帰すべき事由により IBA に対して損害を与えた場合には、広告主は、その損害を賠償する責めを負うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第12条 広告主は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに IBA に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(物品による受入れ)

第13条 IBA は、広告の掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れることができる。

2 前項の規定による物品の受入れについては、IBA がその可否を決定するものとする。

3 第1項の規定による物品の受入れについては、公募により行うことができる。この場合においては、この要綱の規定を準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に募集を開始する広告から適用する。